

高額療養費について(70歳未満の方)

「高額療養費」とは、1ヶ月(1日から月末まで)にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額(自己負担額)を超えた分が、あとで払い戻される制度です。払い戻しの場合は、自己負担が多くなってしまいます。

高額な自己負担を避けるために「**限度額適用認定証**」というものがあります。

「限度額適用認定証」を「**資格確認書**」と併せて医療機関等の窓口(※1)に提示すると、高額な自己負担をすることなく、1ヶ月(1日から月末まで)の窓口でのお支払いが、入院・外来とも自己負担**限度額**まで(※2)となります。

認定証の発行期日は申請月の1日となります。

※1 保険医療機関(入院・外来別)、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。

※2 保険外負担分(差額ベッド代など)や、入院時の食事負担額等は対象外となります。

限度額適用認定証の交付手続に必要なもの

1. 資格確認書
2. 認め印
3. マイナンバー
(代理の方が窓口で申請される場合は窓口に来る方の運転免許証等)

【高額療養費の払い戻し申請について】

- ・ 限度額適用認定証を使用しても、下記のような場合、**高額療養費の申請**をしていただくことで、払い戻しがある場合があります。
 - ①一人の方が複数の医療機関等で受診した場合
 - ②世帯で複数の方が医療機関等で受診した場合 (福智町国保加入者に限る)
(合算対象となる場合は、一つの医療機関で自己負担額**21,000円**以上の場合)
 - ③4回目以降で限度額の差額が発生している場合

高額療養費払い戻し申請手続に必要なもの

1. 資格確認書
2. 認め印
3. マイナンバーカード
4. 世帯主様名義の通帳
5. 医療機関で支払った領収証

※ 診療を受けた月の翌月1日から2年を経過すると時効になり、支給されなくなりますのでご注意ください。

※ 支給までには、診療月から少なくとも3ヶ月以上かかりますのでご了承ください。

【申請後、レセプト(医療機関から国民健康保険へ提出する診療報酬の請求書)の確定後に行われる為】

※ 高額療養費の払い戻しが該当になる場合のみ、後日通知を送付します。

【高額療養費自己負担限度額の計算方法】

(暦月ごと・個人ごと・病院ごと(外来・入院別計算)自己負担額21,000円以上を超える場合合算対象となります。)

			自己負担額			
外来	A病院	→	21,000円を超える	→	世帯で合算自己負担限度額を超える部分を払い戻し	※区分オの場合
	B病院	→	21,000円以下	×		自己負担限度額
	A病院(歯科)	→	21,000円を超える	→		35,400円を超える
入院	A病院	→	21,000円を超える	→		部分が払い戻し

70 歳未満の方

自己負担限度額（月額）

所得区分	区分	3 回目まで	4 回目以降 ※2	年間上限※
所得※1 が 901 万円を超える	ア	270,300 円＋ (医療費※3－901,000 円)×1%	140,100 円	168 万円
所得が 600 万円を 超え 901 万円以下	イ	179,100 円＋ (医療費－597,000 円) ×1%	93,000 円	111 万円
所得が 210 万円を 超え 600 万円以下	ウ	85,800 円＋ (医療費－286,000 円) ×1%	44,400 円	53 万円
所得が 210 万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	エ	61,500 円	44,400 円	53 万円 ※4
住民税 非課税世帯	オ	36,900 円	24,600 円	29 万円

※1 所得 ＝ 総所得金額等 － 基礎控除（43 万円）

※2 過去 12 ヶ月以内に、同じ世帯での支給が 4 回以上あった場合の 4 回目以降の限度額です。

※3 医療費とは保険適用される診察費用の総額（10 割）です。

※4 一部 41 万円の場合があります。

※年間上限は、8 月から翌年 7 月の 1 年間で計算します。

【入院時食事代について】

入院した時は、診療や薬にかかる費用とは別に、食事代の一部を負担します。
残りの費用は国保が負担します。負担額については、下記をご参照ください。

(1 食あたり)

所得区分		令和 8 年 6 月～
住民税課税世帯		550 円
住民税非課税世帯	過去 1 年間の入院が 90 日以内	270 円
	過去 1 年間の入院が 90 日以上	220 円



マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、
高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
「限度額適用認定証」の事前申請は不要となりますので、
マイナ保険証をぜひご利用ください。

お問い合わせ先

福智町役場 保険健康課 保険医療係 0947-22-7763 【直通】